新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則をここに公布する。 平成27年3月24日

箈

捌

## $\mathbb{H}$ 泉 新潟県知事

## 新潟県規則第4号

新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程(昭和47年新潟県規則第40号)の一部を次のように改正する。 新潟県新潟東港臨海用地造成事業財務規程の一部を改正する規則 次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

				分所	岷		(器)			(盤)													
				事務	刑表		(盤)			(盤)			(盤)										
				港湾振	興課長	補佐	(器)																
前				港湾振	興課長		(報)			(器)			(器)						(器)				
正				司辰			(器)			(盤)			(器)					(盤)				(盤)	
			E区分	副知事			(報)			(器)			(器)										
改	( )		<b>昇決・委</b> 任	専決・委任区分		/	(器)												(器)			出資金	
	等6条関係		支出負担行為専決・委任区分	専決・3		/	(略)			(器)			仮設備	黄				(盤)	投資そ	の他の	資産		
	別表第1(第6条関係)	(1) (略)	(2) 支出負		/	費目	(器)	(資本的	英田)	用地造	成事業	曹											
	Я																						
				分所	棋		(盤)			(盤)													
				事務 分所	所長 長		(器) (器)			(器) (器)			(器)		500万	1 円	蒲						
						補佐							(盤)		500万	1代	渠						
後				事務	課長 所長	補任	(器)						(器) (器)		500 万 500万	日未満 日 未	<b></b>		(報)				0
				港湾振 事務	興課長 所長	補任	(器) (器)			(盤)							満	(殿)	(知)			(略)	0
正後			运区分	港湾振   港湾振   事務	興課長 所長	補任	(器) (器)			(器) (器)			(盤)		500 万	田米浦		(報)	(留)			(知)	<u> </u>
	(岁)		真決・委任区分	副知事 局長   港湾振   港湾振   事務	興課長 所長		(器) (器) (器)			(報) (報) (報)			(器) (器)		3,000 500 万	万円未 円未満	満	(報)	(智) (智)			出資金 (略)	
田	36条関係)		<b>1</b> 担行為専決・委任区分	局長 港湾振 港湾振 事務	興課長 所長		(器) (器) (器) (器)			(報) (報) (報)			(器) (器)	費	3,000 500 万	万円未 円未満	満	(器) (器)		の他の	<u> </u>		
田	別表第1 (第6条関係)	(1) (略)	(2) 支出負担行為専決・委任区分	副知事 局長   港湾振   港湾振   事務	興課長 所長	費目	(報) (報) (報) (報) (報)	(資本的		(報) (報) (報)	成事業	<b>一</b>	(報) (報) (報)	費	7,000 3,000 500 万	万円未 万円未 円未満	満満		(盤)	<b>の</b> 権の	<u> </u>		

		,		
	(略)			
	(器)			
		(3) (略)	(器) 世	
			<i>'</i> ~	
			, y	
			· ~~	
	(姆)			
	(場)			
* 大	(器)		~	
リサイ   クル料   金	(婦)		~	
リサイ   クル料   金	(粉)			
リサイ   クル料   金		(場)	(盤) 共	H 172

**附 則** この規則は、平成27年4月1日から施行する。